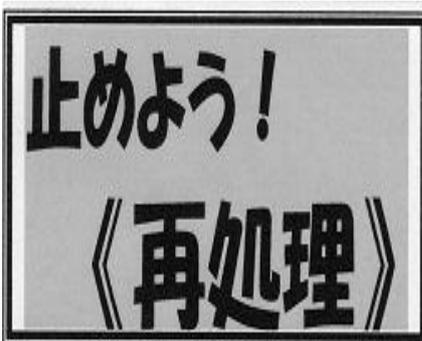


三陸の海を放射能から守る 岩手の会

郵便振替 02240-5-102650
ホームページ《再処理／岩手の環境》
<http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm>
《まった再処理分庫》
<http://briefcase.vahoo.co.jp/kimag>



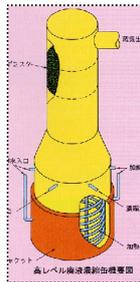
《天恵の海》

2013(平成25)年
8月6日
第130号
編集事務局 S.Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

「核燃施設等」に関わる新規規制基準骨子案」へ意見を! 「高レベル放射性廃液ゼロ」と規制せよ

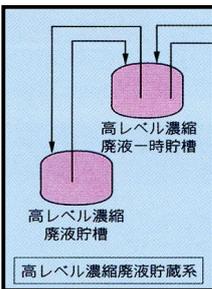
黙ってはいませんよ！

原子力規制委員会は七月二四日『核燃施設等に関する新規規制基準の骨子案』を公表し、八月一五日まで国民の意見を聞く「パブリックコメント」に付しました。規制委員会ホームページには、新規規制骨子案が掲載され、意見を提出する要領が示されています。
再処理工場は高レベル廃液など超危険な放射能を扱う施設です。こんな危険なものは一刻も早くやめ撤退するべきです。パブリックコメントに意見を出そう。

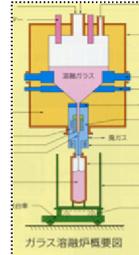


濃縮缶＝配管にピンホール発見

*日本原燃パンプ「六ヶ所再処理工場の概要」から作成



廃液の貯槽＝濃縮廃液が永年溜まったまま。



ガラス固化炉＝技術開発は本当に確立したのか？

六ヶ所再処理工場は二〇〇六年三月末に多くの反対を押し切ってアクティブ試験が強行されました。しかし、翌年一二月にはガラス溶融炉のトラブルが深刻化。技術的に解決困難なまま現在に至りました。原燃は、本年七月に「安定運転確認」とする報告を行いました。現在、危険な放射性濃縮廃液は、セシウム137で換算して広島原爆約五八〇〇発分の膨大な量であり、「核生成物（死の灰）」として貯槽に溜まっています。

高レベル廃液は貯蔵すべきものではない

上図は、アクティブ試験の工程図です。六ヶ所再処理工場では、使用済み核燃料を裁断、溶解しプルトニウムとウランを抽出した後、残りの濃縮廃液をガラス溶融炉でガラス固化体とする予定でした。ところが、技術が未熟で、ガラス溶融炉に白金が固着するトラブルが深刻化し、六年経った現在もガラス溶融炉への不安は消えず、そのため超危険な「高レベル放射性廃液」が溜まった状態で残されています。

この廃液の危険性は

深刻で、常に崩壊熱を出し、放射線は水等に作用し水素を発生させます。そのため嚴重に密閉されたセル（小部屋）の中の貯槽で冷却し続け、発生する水素はフィルターを通して排気筒から放出しなければなりません。

このような高レベル廃液が、青森県六ヶ所工場に二〇二立方メートル、茨城県東海工場に三九四立方メートルあります。両工場合わせて広島原爆約一万九三〇〇発分に達する核生成物（死の灰・セシウム137と比較）の量です。（次ページ表参照）不安定な液体状態で貯めておく状態が六ヶ所工場で六年続き、東海再処理工場では二〇年以上続いています。

みんなで意見を出そう!

パブリックコメントに付されている「新安全基準骨子案」は①「再処理（設計基準）」②「同（重大事故対策）」③「核加工施設（設計基準）」④「同（重大事故対策）」⑤「研究用原子炉」⑥「使用済み核燃料貯蔵施設」⑦「廃棄物管理施設」⑧「廃棄物管理施設」⑨「考え方」の9編と、この他「骨子案の概要」がありかなりの分量です。「再処理」と「使用済み核燃料プール」について、分析してみました。

原子力規制委員会ホームページ
http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu130724_1.html

まず「沸騰防止対策」ではないか？

高レベル放射性廃液の「冷却機能喪失による蒸発乾固対策」という表題の記述があります。

（骨子案）②（二二頁）
驚いたことにこの記述には「沸騰対策」という言葉がなく、いきなり放射性物質の「蒸発乾固対策」を述べています。

しかし事故当初の沸騰の時点で冷却機能を回復出来なければ更に重大な「乾固」物の発熱溶解に至ります。冷却機能喪失時の崩壊熱による

高レベル放射性廃液の温度上昇過程と溶解

*故高木仁三郎氏『核燃料再処理工場の重大事故評価』（西ドイツ政府の事故影響評価報告書解説）
（抜粋・要約）

[ケース3]高レベル廃液貯槽の冷却能力喪失

◇第1段：廃液は事故後、2.5時間の間に60℃から100℃まで加熱される。この時には放射性物質の放出はない。

◇第2段：廃液中の水分の蒸発が起こり蒸発しきるのに約35時間かかる。貯槽の底に62cmの高さの固形残存物が残る。この段階では放射性物質の放出は問題にならない。

◇第3段。この残存物はさらに温度上昇を続け、約2.2時間後に1000℃に達する。その後事故発生から42.5時間後に溶解が始まり、核生成物の大半が放出される。このような経過を経た場合、100キロ遠方でも住民は致死量の10～200倍の放射線被曝にさらされる。*当会ホームページに高木氏の論文、掲載。

温度上昇過程を正しく捉えなければ、対策も手遅れになりかねません。

*左表（西ドイツ政府の事故評価）高木仁三郎氏解説

過酷な地震に耐えられるか？

「自然現象に対する考慮」（骨子案）①（8頁）

には「耐震設計上の区分がなされるとともに適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること」「津波に十分耐えられる、適切と考えられる設計であること」と記されています。「適切と考えられる」という曖昧な

言葉ではなく「考えられる最も過酷な地震や津波に十分耐えられる設計」とするべきです。

今回の三陸大津波は宮古市重茂で遼上波高40.5メートル、茨城東海再処理工場への津波は約5.6メートル。防潮堤が六・六メートルで危うく、被害を免れました。

放射性物質垂れ流しの設計は許されない

「閉じ込め機能に関する考察」（骨子案）①（九頁、三八頁）には「一般公衆の放射線量が合理的に達成出来る限り低いと判断される場合において、主排気筒のみならず、局所的な排気筒からの放出も許容される」とあります。このような言葉は再処理工場が操業されると平常時にトリチウムやクリプトン85、炭素14などの放射性物質が原発規制値の何百倍も放出されることを認めることになりません。断じて許されない記述です。

貯蔵されている高レベル廃液は想像を超える放射線量

六ヶ所再処理工場（青森県）

高レベル放射性廃液（202m³）
その全放射線量 52京ベクレル
広島原爆死の灰の5843発分

東海再処理工場（茨城県）

高レベル放射性廃液（394m³）
その全放射線量120京ベクレル
広島原爆の1万3483発分

*全てセシウム137で比較
*政府答弁書より。（参議院・2013年2月・川田龍平議員）
*広島原爆の死の灰の量：89兆ベクレルについては（国連科学委員会2000年報告）

右の表のように日本の再処理工場（工場）には膨大な量の放射性物質があります。この放射線量が環境に漏れ出した場合、地球規模の大惨事になります。

んな防護の対策が出来るといえるのでしょうか。最悪事故でも、何とか放射線を閉じ込める最後の手段があるのでしょうか。骨子案には何も記されていません。

まず「規制案」に必要なことは、重大事故の放射線による環境汚染の予測図です。

3000トンもの使用済み核燃料プールは許されるのか

六ヶ所工場には三〇〇トン収容の使用済み核燃料プールがあり、既に満杯です。このプールが漏水事故などで、崩壊熱を冷却出来なくなれば、福島第一原発第四号炉プールのように重

大な危機になります。

六ヶ所工場ではこのプールと高レベル廃液貯槽との距離は「百メートル」（原燃回答）といっています。これではどちらかに事故が起これば、どちらも危険になります。「骨子案⑥」には、どこを読んでもそのような考察がありません。

ミサイル攻撃に耐えられるか？

「基準を超える外部事象への対応」（骨子案②（九頁）に「戦争の場合のミサイル攻撃」を考慮しておくべきです。核施設を抱えて、日本の安全保障はありえないのです。

莫大なお金がかかる

核施設の建設には膨大な資金がかかります。いわんや事故を起こせば莫大な国民の財産が失われ復旧費も想像を超えます。規制委員会の「骨子案」には規制実行のための費用については何も書かれていません。しかし、実際には相当な負担です。こんなにしてまで、原発や再処理を行う必要はないのです。やめれば国民の負担は軽減します。

重大事故時の放射能環境汚染マップを！

何回も強調しますが、